＜新旧対照表＞「りそなビジネスダイレクト利用規定」

項目	現　　行	改　正　後	変更内容･補足説明等
Ⅰ．共通利用編 第１条	「りそなビジネスダイレクト」利用規定 （2026 年４月改定） Ⅰ．共通利用編 第１条　［りそなビジネスダイレクト］ ３．利用申込 （２）本サービスを利用する場合は、本規定および関連の規定の内容を十分に理解し、それらが適用されることを承諾したうえで、本条第１項のサービスのうち、利用するサービス・取引について「りそなビジネスダイレクト申込書」（以下、「申込書」といいます）を提出することにより申込手続きを行うものとします。	「りそなビジネスダイレクト」利用規定 （2026 年８月改定） Ⅰ．共通利用編 第１条　［りそなビジネスダイレクト］ ３．利用申込 （２）本サービスを利用する場合、本規定および関連の規定の内容を十分に理解し、それらが適用されることを承諾したうえで、本条第１項のサービスのうち利用するサービス・取引について、「りそなビジネスダイレクト申込書」の提出または当社所定の方法により申込情報を電磁的に送信を提出することにより申込手続きを行うものとします（「りそなビジネスダイレクト申込書」および申込情報を入力する当社所定電磁的画面ならびにこれらに記入または入力された内容を総称して以下「申込書等」といいます）。	申込書を伴わない申込方法新設にかかる記載追加
	（５）当社が申込書をはじめとする本サービスにかかる各種帳票に使用された印影を届出の印影と相当の注意を持って照合し、相違ないと認めて取り扱いを行った場合は、それらの書類につき偽造・変造・盗用・または不正使用、その他の事故があっても、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。	（５）当社が①「りそなビジネスダイレクト申込書」その他の本サービスにかかる各種帳票に使用された印影を届出の印影と相当の注意を持って照合し相違ないと認めて取り扱いを行った場合または②当社所定の方法により申込情報の電磁的送信を受けた場合は、申込書等または申込情報の電磁的送信に使用した端末につき盗用・偽造・変造・不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当社は責任を負いません。	申込書を伴わない申込方法新設にかかる記載追加
	６．お申込口座 （１）契約者はあらかじめ申込書により、本サービスの取引に利用する口座（以下「お申込口座」といいます）を届出るものとします。	６．お申込口座 （１）契約者はあらかじめ申込書等により、本サービスの取引に利用する口座（以下「お申込口座」といいます）を届出るものとします。	第１条３項（２）にて定義した「申込書等」に修正
	７．代表口座 （１）申込書により届出たお申込口座のうち、手数料決済口座として届出た口座を本サービスの代表口座といいます。	７．代表口座 （１）申込書等により届出たお申込口座のうち、手数料決済口座として届出た口座を本サービスの代表口座といいます。	第１条３項（２）にて定義した「申込書等」に修正
第 17 条	第 17 条　［暗証番号・確認暗証番号の機械登録］ 本サービスに係るパスワード等についてお申込日（変更の場合は変更のお申込日）から６か月を経過する日までに異議の申出がない場合は、申込書等その他当社所定の方法による契約者の申告どおり正しく機械登録されたものとさせていただきます。	第 17 条　［暗証番号・確認暗証番号の機械登録］ 本サービスに係るパスワード等についてお申込日（変更の場合は変更のお申込日）から６か月を経過する日までに異議の申出がない場合は、申込書等その他当社所定の方法による契約者の申告どおり正しく機械登録されたものとさせていただきます。	申込書を伴わない申込方法新設にかかる記載追加
Ⅲ．Web 伝送サービス編 第６ 条	Ⅲ．Web 伝送サービス編 第６ 条　［口座振替依頼］ １．口座振替依頼の内容 （４）預金口座振替収納事務の開始には次のいずれかの手続を行ってください。 ①取扱店は、預金者から預金口座振替の依頼を受けたときは預金口座振替依頼書および預金口座振替申込書を提出させ、これを承諾したときは契約者に申込書を送付します。 以　上	Ⅲ．Web 伝送サービス編 第６ 条　［口座振替依頼］ １．口座振替依頼の内容 （４）預金口座振替収納事務の開始には次のいずれかの手続を行ってください。 ①取扱店は、預金者から預金口座振替の依頼を受けたときは預金口座振替依頼書および預金口座振替申込書を提出させ、これを承諾したときは契約者に預金口座振替申込書を送付します。 以　上	Ⅰ.共通利用編　第１条３項（２）にて定義した「申込書等」と区別するため正式名所へ修正

改定実施日：2026 年 8 月 3 日